

環境局における行政手続法及び千葉市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する運営取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、環境局において行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）及び千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号。以下「手続条例」という。）並びに千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年千葉市規則第57号。以下「聴聞等規則」という。）に基づき行われる聴聞及び弁明の機会の付与に関し、適正かつ円滑な推進を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(聴聞会の期日又は場所の変更)

第2条 聴聞等規則第3条第1項の規定に基づく期日又は場所の変更の申し出は、聴聞の期日の7日前までに、聴聞期日（場所）変更申出書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(関係人の参加要請)

第3条 主宰者は、手続法第17条第1項及び手続条例第17条第1項の規定により、聴聞に関する手続きに参加を求めるときは、参加人出席要請書（様式第2号）により要請するものとする。

(文書等の閲覧)

第4条 聴聞等規則第6条第2項に基づく資料の閲覧の許可の通知は、資料閲覧許可通知書（様式第3号）によるものとする。

(主宰者の指名)

第5条 手続法第19条第1項及び手続条例第19条第1項の規定に基づく、行政庁の指名する職員及び市長等が指名する職員は、環境局環境全部環境総務課長の職にある者とする。

(聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第6条 聴聞等規則第14条第2項の規定に基づく通知は、聴聞調書・報告書閲覧許可通知書（様式第4号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

聴聞期日（場所）変更申出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住所

申請者

氏名 (※)

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第3条第1項の規定により、聴聞の期日（場所）を変更したいので申し出ます。

聴聞の件名		
聴聞の期日	変更前	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
	変更後	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
聴聞の場所	変更前	
	変更後	

(※) 申請者の氏名欄は、申請者が手書きしない場合は、記名押印をしてください。  
ただし、法人の場合は記名押印に限ります。

様式第2号

参加人出席要請書

千環 第 号  
年 月 日

様

(主宰者) 千葉市環境局環境保全部環境総務課長 印

行政手続法第17条第1項  
千葉市行政手続条例第17条第1項 の規定により、次のとおり聴聞に出頭するよう要  
請します。

聴聞の件名	
聴聞の期日	
聴聞の場所	
利害関係人の内容	

様式第3号

資料閲覧許可通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付で請求のあった資料の閲覧については、次のとおり許可したので、千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第6条第2項により通知します。

聴聞の件名	
閲覧を許可した資料の名称	
閲覧日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
閲覧場所	

様式第4号

閲覧調書・報告書閲覧許可通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉市長 印

年 月 日付けで請求のあった聴聞調書・報告書の閲覧については、次のとおり許可したので、千葉市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第14条第2項により通知します。

聴聞の件名	
閲覧を許可した資料の名称	
閲覧日時	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分
閲覧場所	